

令和5年度ベビーシッター利用料金割引事業の実施について

本学におけるダイバーシティ事業の一環として、ベビーシッター利用料金割引事業を以下のとおり実施します。

1 概要

内閣府の委託を受け、公益社団法人全国保育サービス協会が実施している「ベビーシッター派遣事業」を利用し、ベビーシッターサービス利用時に使用できる割引券を発行し交付するもの。

2 利用対象者

乳幼児又は小学3年生までの子どもの育児を行う教職員で、配偶者の就労、病気療養、求職活動、就学、職業訓練又は、ひとり親家庭であること等で、就労のためにサービスを利用する者。

3 割引券を利用できる事業者について

割引券は、全国保育サービス協会が認定したベビーシッター事業者(割引券等取扱事業者)の在宅保育サービスを利用した場合に限ります。申込みの際は、以下のページより事前にご確認ください。

▽割引券等取扱事業者一覧 [令和5年度版]

http://acsa.jp/htm/babysitter/ticket_handling_list_area.htm#area_16

4 割引金額

1日(回)最大2,200円×2枚の割引(対象児童一人につき)

5 申込方法

以下の書類をご準備の上、事務局まで提出してください。

- (1) ベビーシッター事業者(割引券等取扱い事業者)と交わした請負契約書(写)
又は注文書、利用申込書等請負によりサービスを提供していることが分かるもの
- (2) 教職員・対象児童の健康保険証(写)

【提出先】経営企画課総務係 上井

6 その他

- ・割引券の発行限度枚数や予算の関係で、上限に達した場合は締め切ることがあります。
- ・お申し込みの詳細は、別添の申込要項をご覧ください。